

## 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

あなた（利用者）に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1 地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）の概要

#### (1) 事業所名及び事業所番号

事業所名	小樽市東南部地域包括支援センター
所在地・連絡先	(住所) 小樽市朝里川温泉2丁目692番地109 (電話) 0134-51-2301 (FAX) 0134-52-1142 (電子メール) h-otarusoutheast@otaru-hokubenkai.or.jp
事業所番号	介護保険事業所番号 0102000015
管理者の氏名	石ヶ森 覚

#### (2) 事業所の職員体制

職名	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者	1名		兼務	1名	
保健師又は経験のある看護師	1名以上		兼務	1名以上	介護予防ケアマネジメント
社会福祉士又は経験のある社会福祉主事	1名以上		兼務	1名以上	介護予防マネジメント
主任介護支援専門員	1名以上		兼務	1名以上	介護予防マネジメント
介護支援専門員		1名以上	専従	1名以上	介護予防マネジメント

#### (3) 事業の実施地域

事業の実施地域	小樽市東南部（桜、船浜町、朝里、新光、望洋台、新光町朝里川温泉、張碓町、春香町、桂岡町、銭函、見晴町、星野町）
---------	---

#### (4) サービスの提供時間（営業時間）

月曜日～土曜日	午前9時～午後5時
休業日	日曜日・祝日・12月29日～1月3日

## 2 提供するサービスの内容

○介護予防支援・介護予防ケアマネジメントは、利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むために、適切な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の選択・同意に基づき、利用するサービスの種類及び内容、これを担当するサービス事業者等を定めた「介護予防サービス計画」を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者・総合事業提供事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うサービスです。

○具体的には、次に掲げる業務を行います。

・あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状況、生活機能や健康状態、生活環境等を適切な方法により把握します。

・把握した内容と、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、あなたの日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービスの他、各種の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービスの利用等も含めた介護予防サービス・支援計画を作成いたします。

・介護予防サービス・総合事業によるサービスをはじめとした各種サービスの提供の状況や、あなたの心身の状況やご家族の環境について、介護予防サービス・支援計画作成後も、継続的に把握・管理します。

・あなたの要支援認定の申請についてお手伝いします。

## 3 業務取扱い方針

○介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、適切なアセスメント（利用者の解決すべき課題の把握）の実施により、あなたが目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、あなたやあなたの家族の意向を踏まえた具体的な目標を設定するとともに、介護予防の効果を最大限に発揮する自立に向けた目標志向型の介護予防サービス・支援計画を作成します。

○介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、次の3つの視点を踏まえ「介護予防サービス計画」を作成します。

①利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取組を支援します。

②利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行います。

③他の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携や地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性をもった支援を行います。

○介護予防サービス計画の作成にあたっては、あなたから担当職員に対して複数の指定介護予防サービス事業所・総合事業提供事業者の紹介を求めることや、介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業所・総合事業提供事業者等の選定理由について説明を求めることができます。

○指定介護予防サービス事業者・総合事業提供事業者に対しては、介護予防サービス・支援計画に基づき、個別サービス計画の作成を指導するとともに、サービスの実施状況等に関する報告を指定介護予防サービス事業者・総合事業提供事業者から月に1回聴取します。

○少なくとも、サービス提供開始月、サービスの評価期間終了月及びサービス提供開始月の翌月から起算して3月に1回は、あなたのお宅を訪問し、面接させていただきます。

○あなたのお宅を訪問しない月は、特段の事情がない限り、指定介護予防通所

介護事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所、総合事業提供事業所を訪問しての面接や電話等によりあなたに連絡し、モニタリング（介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握）を実施いたします。

なお、状況の変化があった場合等必要な場合については、必ずあなたのお宅を直接訪問して面接を行いません。

○法令等に基づき、業務を指定居宅介護支援事業者に委託する場合においても、業務が適切に実施されるよう、介護予防サービス・支援計画原案の内容を確認するとともに、必要に応じ指定居宅介護支援事業者に助言・指導を行いません。

○介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、あなたの意思及び人格を尊重し、常にあなたの立場に立って、あなたに提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

○介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、小樽市、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

○介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、あなたの要支援状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行うとともに、医療との連携に十分配慮して行います。

○介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、自らその提供する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

#### 4 担当職員

あなたを担当する職員は、次のとおりです。

ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

氏名：

連絡先（電話番号）：0134-51-2301

#### 5 業務の委託

あなたの同意により、業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。

委託する場合、指定居宅介護支援事業者名、担当職員名等は別途お知らせします。委託する場合は、サービスに関するお問い合わせ、不明な点等の連絡は、委託先の担当職員が窓口になります。

#### 6 費用

##### ○利用料

「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント」のサービスは、介護保険制度から全額給付されるので、あなたの自己負担はありません。

なお、介護保険適用の場合でも、あなたの保険料の滞納等により、地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）に直接介護保険給付が行なわれない場合があります。その場合、あなたには、次の利用料をお支払いいただきます。

利用料のお支払と引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費（1月につき）	4, 420円
-------------------------------	---------

※新規に指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行なった場合は、3, 000円加算されます。

※新規に指定居宅介護支援事業所に指定介護予防支援を委託した場合は、委託連携加算3, 000円が加算されます。

○その他の費用

・交通費

無料です。

・申請代行手数料

あなたの希望により要支援認定申請（更新・区分変更申請を含む）に関する手続を無料で代行します。

7 サービスの終了

あなたの都合によりサービスの利用を終了する場合、サービスの終了を希望する日の10日前までに、次の連絡先までご連絡ください。

連絡先名称：小樽市東南部地域包括支援センター

連絡先（電話番号）：0134-51-2301

なお、あなたからの協力が得られず信頼関係を結べないために、適切な介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを実施できないときは当事業所から契約を解除する場合があります。

8 緊急時の対応

サービス提供中に、あなたの病状に急変、その他緊急事態が生じた場合には、すみやかにあなたの家族、主治医に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

9 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにあなたの家族、小樽市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

あなたに対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行ないます。ただし、その損害のうち、あなたやあなたの家族の原因により発生したものについては、この限りではありません。

10 苦情相談窓口

○当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供したサービスに関する苦情だけでなく、当事業所が作成した介護予防サービス・支援計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

・窓口設置場所

担当者：山形 祐理子

連絡先（電話番号）：0134-51-2301

○あなたが利用するサービスに関する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

・苦情受付機関連絡先（電話番号）

北海道国民健康保険団体連合会 電話：011-231-5161

小樽市福祉保険部介護保険課 電話：0134-32-4111

北海道福祉局高齢者保健福祉課 電話：011-231-4111

（内線25-669）

北海道福祉サービス運営適正化委員会

電話：011-204-6310

## 11 虐待の防止のための対応

○当事業所は、「高齢者虐待防止法」の規定に従い、虐待の早期発見、あなたの人権の擁護、及び虐待の防止のために必要な措置を講じます。

## 12 第三者評価の実施状況

第三者による評価 の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

## 13 お願い

○あなたが病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当職員の氏名及び連絡先を病院又は診療所にお伝えいただくようよろしくお願いいたします。

○当事業所（又は業務の一部を委託した指定居宅介護支援事業者）が交付する書類は、あなたの介護保険サービスの利用等に関する重要な書類ですので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管してください。

○利用者・家族との信頼関係のもとに、安全安心な環境で質の高い支援が提供できるよう以下の点についてご協力ください。

- ・職員に対する金品等の心付けはお断りしています。
- ・ペットをケージへ入れる、リードにつなぐ等の協力をお願いします。
- ・暴言、暴力、ハラスメントは固くお断りします。

令和 年 月 日

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供開始に当たり、上記のとおり説明しました。

事業所  
所在地 小樽市朝里川温泉 2 丁目 692 番地 109

事業所名 小樽市東南部地域包括支援センター

管理者名 石ヶ森 覚 印

説明者職氏名 印

(業務の委託を受けた指定居宅介護支援事業者が説明を行った場合)

事業所  
所在地

事業所名

管理者名 印

説明者職氏名 印

事業者より上記の内容について説明を受け、同意しました。

利用者

ご住所

お名前 印

署名代行者

ご住所

お名前 印

立会人 ご住所

お名前 印